# 令和2年

## 第31回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年9月28日(月)

伊勢原市農業委員会

## 第31回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月28日(月) 午前9時45分~
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室
- 3 委員在任定数 10名

 1
 大木 克美
 6
 廣木 孝幸

 2
 越地 進
 7
 木村 勇

 3
 杉本 和彦
 8
 萩原 隆雄

 4
 横山 正博
 9
 鈴木 雅之

 5
 岸田 文雄
 10
 黒田 義夫

- 4 出席委員数 10名
- 5 欠席委員数 0名
- 6 署名委員 岸田 文雄 廣木 孝幸
- 7 議長 黒田 義夫
- 8 事務局等職員出席者

伊藤 陽一(事務局長) 青木 優 松本 拓也 岸 好夫

- 9 傍聴者 0名
- 10 審 議 内 容 (開会 午前 9 時 4 5 分)
- [事務局長] 定刻となりましたので、只今より第31回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はございません。在任定数10名、欠席委員は、ございません。定足数に達しておりますので、第31回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。議長、宜しくお願いします。
- [議 長] それでは、只今から、第31回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、5番・岸田文雄委員と6番・廣木孝幸委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告6件、議案5件の計11件となっております。まず、報告より入ります。
- [議 長] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が7件ありました。 この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、令和2年4月6日で、市内三ノ宮にお住まいの方が、岡崎字権現堂2筆、三ノ宮字下木津根3筆、同字中木津根2筆、同字上木津根13筆、合計20筆、面積16,126平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月18日です。

報告第1号の2につきましては、8月の第30回総会で報告済みでございます。抹消訂正をお願いします。

報告第1号の3です。相続日は、平成19年10月15日、市内岡崎にお住まいの方が、岡崎字花立3筆、同字布袋久保2筆、合計5筆、面積1,751平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月25日です。

報告第1号の4です。相続日は、平成19年10月15日、市内岡崎にお住まいの方が、岡崎字台1筆、同字布袋久保3筆、同字矢羽根1筆、合計5筆、面積1,369平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月25日です。

報告第1号の5です。相続日は、平成30年4月2日、市内岡崎にお住まいの方が、岡崎字台2筆、同字花立1筆、同字権現堂2筆、同字布袋久保3筆、同字御岳3筆、合計11筆、面積2,320平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月25日です。

報告第1号の6です。相続日は、平成30年4月2日、市内岡崎にお住まいの方が、岡崎字御嶽1筆、面積1,424平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年8月25日です。

報告第1号の7です。相続日は、令和2年4月6日、市内三ノ宮にお住まいの方が、三ノ宮字宝地1筆、面積427平方メートルを相続により所有権を取得しました。権利を取得した農地の第三者への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年9月2日です。

報告第1号の8です。相続日は、令和2年1月6日、市内石田にお住まいの方が、石田字長町の農地4筆、面積936平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第三者への農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年9月2日です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が7件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

#### 【質問なし】

- [議 長] 無いようですので次に移ります。
- [議 長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項 第8号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。

お手元資料にあります伊勢原地区の1件の届出、合計2筆、301平方メートルについて報告させていただきます。

駐車場としての活用を図るもので、当初は市の下水道工事に係る事業者の駐車場として 用い、その後は一般向けの月ぎめ駐車場とする計画とされています。

届出のあった土地は、昨年8月に専用住宅を建てるものとして農地法第5条に基づく転用の届出がありましたが、当該計画に変更があったこと、この計画の変更等に係る手続が存在しないこと、また、現況が変わらず柿畑のままでありましたので、改めての届出を受理したものです。当該届出については、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うよう、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が 1件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

### 【 質問なし 】

- [議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。
- [議 長] 報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります2件の届出、4筆、1,265.04平方メートルについて報告させていただきます。

まず、報告第3号の1、伊勢原地区の案件について御説明いたします。

今回届出対象の3筆、372.04平方メートルを含めた土地に建築されていたアパートを解体し、専用住宅5区画の造成事業を行うに当たり、農地転用に係る手続が漏れていたことが発覚した土地になります。

譲受人から今後の土地利用である本造成計画に合わせた形での届出希望がありましたので、現況が既に農地でないことを含めた届出とするよう指導し、受理としたものです。

次に、報告第3号の2、比々多地区の案件について、御説明いたします。

1筆、893平方メートルの土地を5区画の宅地造成が行われるものです。本件は、東側3区画の造成、専用住宅の建築後に西側2区画の造成が予定されるもので、造成時期が異なることから、都市計画法第29条の開発許可を要さない案件となります。

東側3区画については、建築確認申請済み、かつ許可見込みであること、西側2区画についても事業計画がしっかりしていることから、受理としたものです。また、不動産登記法第37条の規定に基づき、地目の変更の登記申請を適切に行うことについても、指導・助言しています。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。市街化区域内で所有権移転を伴う農地転用の届出が2件 あったということですが、何かご質問がございましたらお願いします。

#### 【質問なし】

- 「議 長」 よろしいですか。無いようですので次に移ります。
- [議 長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

[事務局] この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で4件、大田地区で1件の申請がありました。

報告第4号の1、申請人は笠窪にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年8月13日、対象農地の明細は、8ページです。笠窪字魚板橋3筆、同字中瀬1筆、同字本村3筆、合計7筆、面積は6,084平方メートルです。8月13日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稲が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、8月14日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の2、申請人は秦野市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年8月13日、対象農地の明細は、9ページです。串橋字佃1筆、面積は991平方メートルです。8月13日に事務局で現地調査を行い、対象農地は水稲が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、8月17日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は市内串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年9月3日、対象農地の明細は、10、11ページです。串橋字清水2筆、同字下河内1筆、串橋字古屋敷3筆、同字前田5筆、同字佃1筆、同字砂田1筆、同字廣田7筆、笠窪字町田1筆、合計21筆、面積は11,641.88平方メートルです。なお、今回は母親からの相続で、農地の持分は2分の1となっています。9月11日に事務局で現地調査を行い、対象農地の田んぼには水稲が、梨畑には梨の木が作付け管理され、一般野菜用の畑も適正に耕耘管理されていました。9月11日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の4、申請人は串橋にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年9月8日、対象農地の明細は12、13ページです。串橋字古屋敷6筆のうち1筆が持分2分の1、同字佃3筆、同字境ノ町6筆、同字砂田1筆、同字廣田2筆、同字向河内1筆、笠窪字町田1筆、合計20筆、面積は12,711.5平方メートルです。9月16日に事務局で現地調査を行い、対象農地の田んぼには水稲が、梨畑には梨の木が作付けされ適正に管理されていました。9月16日付け専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第4号の5、申請人は小稲葉にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年8月18日、対象農地の明細は、14ページです。小稲葉字八反地5筆、面積は2,962平方メートルです。8月21日に事務局で現地調行い、対象農地には水稲が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、8月24日付け専決処分で証明書を発行しました。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが5件あったということでございます。何かご質問がございましたらお願いいたします。

#### 【 質問なし 】

- [議 長] よろしいですか。無いようですので次に移ります。
- 「議 長」 報告第5号、農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

[事務局] 賃貸借が行われている農地について、貸し手・借り手の合意で解約をする場合には、農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約の通知を農業委員会に行うこととされています。お手元資料にあります大田地区の1件、6筆、1,000平方メートルの通知について報告させていただきます。

こちらについては、認定新規就農者の方が、諸事情により離農することとなったため、 通知されたものです。解約された土地については、所有者により利活用が図られることと なります。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に何かご質問がございましたらお願いいた します。

### 【質問なし】

[議 長] よろしいですか。無いようですので議案に入ります。

議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] この確認は、相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回、大田地区で2件あり、平塚税務署からの依頼でございます。

議案第1号の1、整理簿番号H12A004、特例農地明細は議案書の17ページから21ページです。

対象者は市内下平間にお住まいの方で、上平間字松崎前の農地3筆、同字七々町の農地 1筆、同字松崎の農地1筆、同字木之下の農地4筆、同字大原の農地1筆、下平間字東下 の農地2筆、同字谷原下の農地1筆、同字大原の農地3筆、同字長久保の農地3筆、同字 丸山の農地1筆、合計24筆、面積14,041平方メートルを特例農地としております。

9月14日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、水稲、飼料作物等が作付けけるれ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

次に、議案第1号の2、整理簿番号H12A002、特例農地明細は議案書の22ページです。対象者は平塚市内にお住まいの方で、小稲葉字鎗田の農地1筆、面積865平方メートルを特例農地としております。9月14日に事務局と地区農業委員と合同で現地調査を行い、水稲が作付けされ、適正に耕耘管理がされていることを確認しております。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1につきまして、地区担当委員から補足説 明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月14日に本人立ち会いのもと、事務局と確認をしましたが、主に酪農と水稲を家族で営農され、20年間、熱心に酪農をされていおり問題はございません。

[議 長] 次に、議案第1号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 9月14日に事務局と現地を確認をしました。水田が広がる地区で、適正に水稲が栽培され、管理もされている状況で、特に問題はないと思います。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。 議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

## 【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。
- [議 長] 議案第1号の2について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

## 【 質問・意見なし 】

#### 【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。
- [議 長] 次に移ります。
- [議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。 今回、伊勢原地区で2件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は1番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は東大竹字粕上原の農地1筆、面積は20平方メートルの畑です。規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲渡人は東大竹の方で、譲受人は隣地の畑を所有している東大竹の方です。

この土地は、市街化区域の農地で3筆一団で生産緑地指定を受けている土地ですが、30年を向かえるにあたり、新たな特定生産緑地制度の一団の面積が500平方メートルから300平方メートルに緩和されたことにより、一方の土地が280平方メートルしかないことから、20平方メートル分を所有権移転して制度適用を受けるものです。手続きに当たっては、生産緑地担当の都市政策課とは調整済みとなっています。

譲受人世帯の経営農地面積は、3,795平方メートルなので、下限面積の特段の面積の30アールを超えていますので、農地取得に支障はありません。9月15日に事務局と地区農業委員合同で現地調査を行い、所有している農地には水稲と里芋・秋ジャガ・サツマイモなどが作付けされ、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

議案第2号の2、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は岡崎字矢羽根の農地2筆、面積は1,374平方メートルの水田で、規模拡大のため、有償にて所有権を移転します。譲渡人は日向の方と共有で全部で共有者9名となっています。譲受人は岡崎の方です。譲受人世帯の経営農地面積は、3,903平方メートルで、下限面積の特段の面積の30アールにを超えていますので農地取得に支障はありません。

9月15日に事務局と地区農業委員の合同で現地調査を行い、所有している水田には水稲が、畑には里芋・サツマイモ・ショウガ・ナス・梅などが作付けされ、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

- [議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第2号1につきまして、地区担当委員の補足説明が ございましたら、お願いします。
- 「地区担当委員」 只今の事務局の説明のとおりで問題はございません。
- [議 長] 次に、議案第2号の2につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。
- [地区担当委員] こちらも事務局の説明のとおりで特に問題はございません。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。 議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

#### 【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。 議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。
- [議 長] 次に、議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

## 【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、原 案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【 举手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。次に移ります。

- [議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、大山地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は3番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は子易字大坪の6筆、譲渡人は3名となっています。合計面積3,420平方メートルを土砂の仮置場として一時転用を期間延長するものです。譲受人は、相模原市で埋蔵文化財の調査を受けている建設土木業を営む法人です。申請理由は、譲受人は新東名高速道路建設に伴う伊勢原西地区埋蔵文化財発掘調査に係る子易・中川原遺跡の発掘調査を実施しており、それに伴って発生する土の仮置場として、平成30年12月21日に一時転用許可を受けており、令和2年10月31日に期限を迎えることから、再申請して期間延長するものです。

一般基準及び個別基準については、申請地の北側は道路で、南側が水路をはさんで山林、雑種地により囲まれており、農地の広がりは、10へクタール未満ですので、その他 2 種 農地と判断されます。

一時転用であることから、作業終了後は、矢板やネットフェンス等を撤去し、農地に復元します。一時転用の期間の延長は許可日から1年間です。一時転用のため、まちづくり条例の適用はありません。計画としては、隣接地への被害防除及び資金計画も適切であると判断されますので、手続き終了後、県知事に副申します。

- [議 長] 事務局の説明が終わりました。議案第3号の1につきまして、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。
- [地区担当委員] 9月24日に高部屋地区の委員と合同で現地を確認しました。事務局の説明のとおり、この土地は、平成30年12月に既に土砂の仮置場として利用を認めています。今回は、埋蔵文化財調査に伴う土砂の置場ということですが、本線の部分の調査は終了しましたが、側道の部分の調査が残っているために、1年ほど期間延長したいということで、何ら問題はないと判断しております。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。 議案第3号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。

#### 【質疑なし】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。 議案第3号の1について、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手 を求めます。

#### 【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」こと といたします。
- [議 長] 議案第4号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
- [事務局] 大田地区で1件の証明願いがありました。議案第4号の1、図面番号は4番です。 あわせて公図、資料をご覧ください。

申請地は上平間字浮蓋の3筆、面積は179平方メートルになります。

申請地の経緯につきましては、昭和5年頃に申請人の親族の分家住宅を申請地東側に建て、資料の写真②の様に住宅への進入路を設置し、現在も使用されています。また、昭和44年以前に、申請地の北側に上平間地区の集会所が建てられ、平成5年まで使用していましたが、使用回数の減少や老朽化により取り壊し、現在は資料写真の①と③の様に、申請者の自家用駐車場として使用しています。進入路と集会所については、資料の昭和44年に撮影した航空写真で確認できます。

申請理由としましては、申請地の下には西部用水が敷設されています。現在、県農地課により西部用水大城支線の権利関係の整理が行われており、昨年11月に分筆登記が行なわれ、地上権の設定がなされました。申請人は昭和52年に若くして相続を受け、これまでの利用状況や固定資産税などからも申請人は宅地だと思い込んでいました。

今回、県農地課による権利関係の整理により、申請地の登記地目が畑だとわかり、過去において転用に関する手続の失念があったと思いますが、利用状況状態からしても、農地への回復は困難で、今後の所有農地の整理や管理も踏まえ、現況の地目に変更するために申請をするものです。

申請地の立地基準は、「その他2種農地」と判断されます。申請地についてですが、県の「農地法の適用を受けない土地に係わる運用指針」別表1の「進入路及び駐車場等」に該当します。

- [議 長] 事務局の説明が終わりました。 地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。
- [地区担当委員] 9月14日に事務局と地区担当委員4名で現地を確認しました。先ほど事務局から説明がありましたが、以前、ここには小さな小屋があり、太鼓の練習などに使用されていたようです。また、案内図の左上から右下にかけて西部用水大城支線が流れていますが、上平間164番から430番までが草トンネルになっています。この西部用水は、現在、耐震工事中で、この部分は、令和2年の冬から令和3年の春にかけて工事が行われる予定です。申請地は特に問題はなく、申請を認めても良いと考えています。
- [議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。
- [議 長] 議案第4号の1について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。
- [A 委 員] 申請人は申請地の反対側の方ですが、建築基準法上、前面道路が他人の土地では建築確認が下りない。親族関係とはいえ、所有権移転しないと接道要件を満たさず、増改築も新築もできないので、その辺も申請人に指導したほうが良い。
- [事務局] そのように指導・助言させていただきます。
- [議 長] 他に、ございませんか。
- [議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。 議案第4号の1については、「原案のとおり承認とする」ことに、賛成の委員の挙手を 求めます。

#### 【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり承認とする」こととい たします。

- 「議 次に移ります。議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承 長] 認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。
- 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農 [事務局] 用地利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要です。

お手元資料にあります12件、29筆、17,080平方メートルの利用権の設定に関 する意向の申出について、御審議をお願いします。

まず、議案第5号の1について、借り手は、隣接地を耕作している者で、既に30アー ル以上の農業経営を行っていることから、本決定を行うに支障ないものと考えます。

次に、議案第5号の2について、借り手は、認定農業者であることから、本決定を行う に支障ないものと考えます。

次に、議案第5号の3から12について、これらは「農地中間管理事業」を活用するも ので、本決定を行うに支障ないものと考えます。

議案第5号の3については、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社か ら牧場経営を行っている認定農業者へ、議案第5号の4から12については、小稲葉地内 で「農地耕作条件改善事業」という農地中間管理事業に関係した補助メニューを用いて用 水路及び農道整備を行っていることから、政策的に農地中間管理機構への集積を進めるも

のです。

- 「議 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。 長] 議案第5号について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。
- 「議 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号について、「原案 長] のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

#### 【 挙手多数 】

- 「議 長] 挙手多数。よって、議案第5号については、「原案のとおり認める」ことといたします。 次に移ります。
- [議 長] 議案第6号、農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
- 本議案につきましては、ご案内のとおり、本年6月から大病を患い、現在も入院治療中 [事務局] である議席番号13番の大津正明委員から、令和2年8月26日付けで、一身上の都合に より、8月31日をもって辞任したい旨の辞任届が提出されましたので、農業委員会等に 関する法律第23条の規定に基づき、本会の同意を求めるため提案するものでございます。
- 「議 長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。
- 「議 議案第6号について、何かご質問・ご意見がございましたら、お願いいたします。 長]
- [B 委 員] 欠員が生じた場合、残任期間に対する補充ができる規定があるのかお聞きます。
- 「事務局] 補充することはできますが、まもなく改選で残任期間も短いことから、これから委員を 選任する考えはございません。
- 他に、ございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。 [議 長] 議案第6号については、「原案のとおり決定とする」ことに、賛成の委員の挙手を求め

ます。

## 【 挙手全員 】

- [議 長] 挙手全員。よって、議案第6号については、「原案のとおり決定とする」ことといたします。
- [議 長] 以上をもちまして、第31回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。
- [事務局] 次回の総会は、10月27日、火曜日、会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いいたします。

## 【 10時40分 終了】

令和2年9月28日

議長		
署名委員	 	
署名委員		

